

NO-0010



夏の花「さるすべり」

# JFOA News

Japan Forest Owners Association News

## 本号目次

1. 第53回全国植樹祭
2. 林業協会正副会長会議開催される
3. 「ドイツ森林相続制度調査報告会」
4. 平成15年度金融・税制改正要望事項
5. 平成14年度のゼロ災運動にむけて

### ◇第53回全国植樹祭山形県で開催される

今回は山形県金山町「遊学の森」で「感じていますか、森があるしあわせ」をテーマに、去る6月3日天皇・皇后両陛下ご臨席のもと、盛大に開催された。

金山町は山形県下でも森林被覆率78.8%に及んでいるが、里山や街を少し離れた場所で「金山杉」の美林が見られる。これらの杉は藩政時代から植林され続けて今日に到っているだけに、驚くほどの老齢林もあちこちに存在している。今回、植樹祭終了後の半日ツアーで訪れた名門岸家の金山杉老齢林分は、県北の秋田杉天然美林かと思われるほどで、参加の人々は案内人から人工林との説明を聞いて誰もが驚いてしまう有様であった。

前日宿泊した天童市からバスで約1時間半の植樹祭会場へ向かう道すがら、次々と伸びのよい50～60年生造林地が続き、感激すること極まりなかった。とかく、心痛むことの多い現在、本当によい場所での植樹祭だと思われた。

大会の参加者は例年の如く、午前11時過の天皇・皇后両陛下の会場ご到着までの約1時間、米沢藩古式砲術保存会の人々の勇ましい砲声と引き続いて行われた「森羅万象」と名付けられた太鼓組曲が会場をとりまく山々にこだまし、やがて「里山から始まる森林づくり」を教える映像上映などに、時の経つのを忘れさせてくれた。

両陛下がご到着されるとともに、秋山国土緑化推進機構副理事長の元気一杯の開会宣言で式典に入った。山形県知事の挨拶のあと、総員起立の中、天皇陛下より次のお言葉を頂いた。

#### <天皇陛下のおことば>

『第53回全国植樹祭に臨み、ここ金山町「遊学の森」において、全国から集まった参加者と共に植樹を行うことを誠に喜ばしく思います。』

山形県では、昭和35年に第11回植樹行事並びに国土緑化大会が催されました。この時のテーマは「積雪寒冷地帯、林種転換拡大造林」であり、植樹されたシラハタマツは、関係者の保育の努力により厳しい気候条件に耐えて立派な森となりました。昭和63年に山形県で行われた第12回全国育樹祭の折、私どもはこのお手播き植樹6本に施肥をしましたが、これが皇太子、皇太子妃として、私どもが出席した最後の育樹祭でした。

今日、多くの先人の努力によって守り育てられてきた豊かで美しい森林は、木材資源を確保し、水資源を涵養し、生活環境を良好に保つなど、人々の生活にとってかけがえのない役割を果たし



ております。特に、我が国の厳しい自然環境の中で、森林は、台風や集中豪雨のもたらす災害から人々を守るために大きく貢献してきました。

世界的にも、地球環境の保全のため、森林の持つ重要性はますます増大しております。年々減少していく世界の森林を、人類共通の資産として、共に守り育てていく事が極めて大切であり、現在、我が国の人々が、世界の各地域において森林の造成や保護に協力していることを、心強く思います。

国内における今後の問題は、森林をいかに活力に満ちた状態に保っていくかということにあると思います。間伐など、手入れの行き届かない森林は、有用な木材の生産に支障を来すばかりでなく、災害防止に寄与する森林の効果をも減退させます。今日過疎化の進む山間地においては、特に活力ある森林の育成に、多くの人々の協力が求められています。

今回の全国植樹祭を契機に、人々の森林に対する認識が更に深められ、森林の育成に人々が協力し合う機運が一層高まることを願い、式典に寄せる言葉といたします』

続いて例年通り、大会会長、関係省庁大臣の挨拶に続き、山形県知事からの表彰状授与などが続き、天皇陛下はブナ、トチノキ、カツラを、皇后陛下はオオヤマザクラ、ネムノキ、ヤマボウシの植付けをされ、さらに両陛下によるブナ、スギ、ネムノキ、ヤマボウシのお手播きが参加者全員の見守る中で行われ、次いで国土緑化推進機構理事長による大会宣言案は参加全員の拍手の中採択され、最後に来年度植樹祭が予定されている千葉県の本堂本知事による激励挨拶でこの大会は閉会した。

#### <大会宣言>



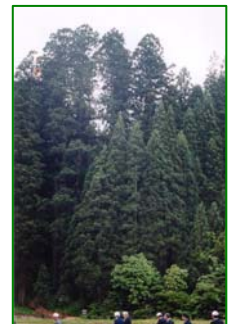
「環境の世紀」といわれる21世紀は「森林の世紀」であり、この新しい時代において森林に求められる役割は、地球環境の保全、循環型社会の構築等、より多様で公益的な機能の発揮である。

山形県金山町において開催された第53回全国植樹祭に当たり、私たちは、里山から始める森林づくりを通して、森林と川と人々が調和し豊に共生する新たな森林文化社会の創造を目指し、次の事項を重点に、緑化運動の更なる発展を図ることを宣言する。

- ・ 上流から下流までの住民を含めた「国民参加の森林づくり」運動を一層推進し、地球温暖化の防止等森林の多面的な機能の発揮を図る。
- ・ 多様な産業との連繋を深め、循環資源である木材の多角的な利用活用の拡大を図り、持続的な林業経営の確立に努める。
- ・ 次代を担う青少年の森林づくり活動を通して、交流と体験を深め、健全で心豊かな青少年を育成する。  
(平成14年6月2日)

(後記)先にもふれたが、閉会後の半日ツアーでは国内造林地の中で巨大な金山杉の美林(樹齢約2400年、樹高平均60m)には感激するのみで、美しい肌の林分一本一本のスギに過ぎし日の色々な苦楽を聞いてみたい思いであった。

金山町では杉材を合理的に使用した白壁でひととき引き立つ木造家屋が立ち並び、街中に流れる水路には錦鯉が放流されている。同行者も皆こうした町並みに心を奪われていた。旅のしめくりとも言える新庄では、岸信介氏の力入れで豪雪地帯の厳しい雪国の歴史を物語る「雪の里情報館」を訪れたが、かつて私が望んで赴任した旭川での雪との苦闘の多くを思い起こさせるのに充分であった。



毎年植樹祭でお会いする長井監事に今年も美しい山形の山中でお会いできたことも忘れら

れない一事である。(神足)

## ◇林業協会正副会長会議

来る7月29日の協会の臨時総会にむけて、去る6月4日、林業協会正副会長会議が開催され、当会からは神足副会長が会長に代わって出席した。議事内容は林業協会関係の人事および本年度の中央で議論されると思われる4課題について意見交換が行われた。

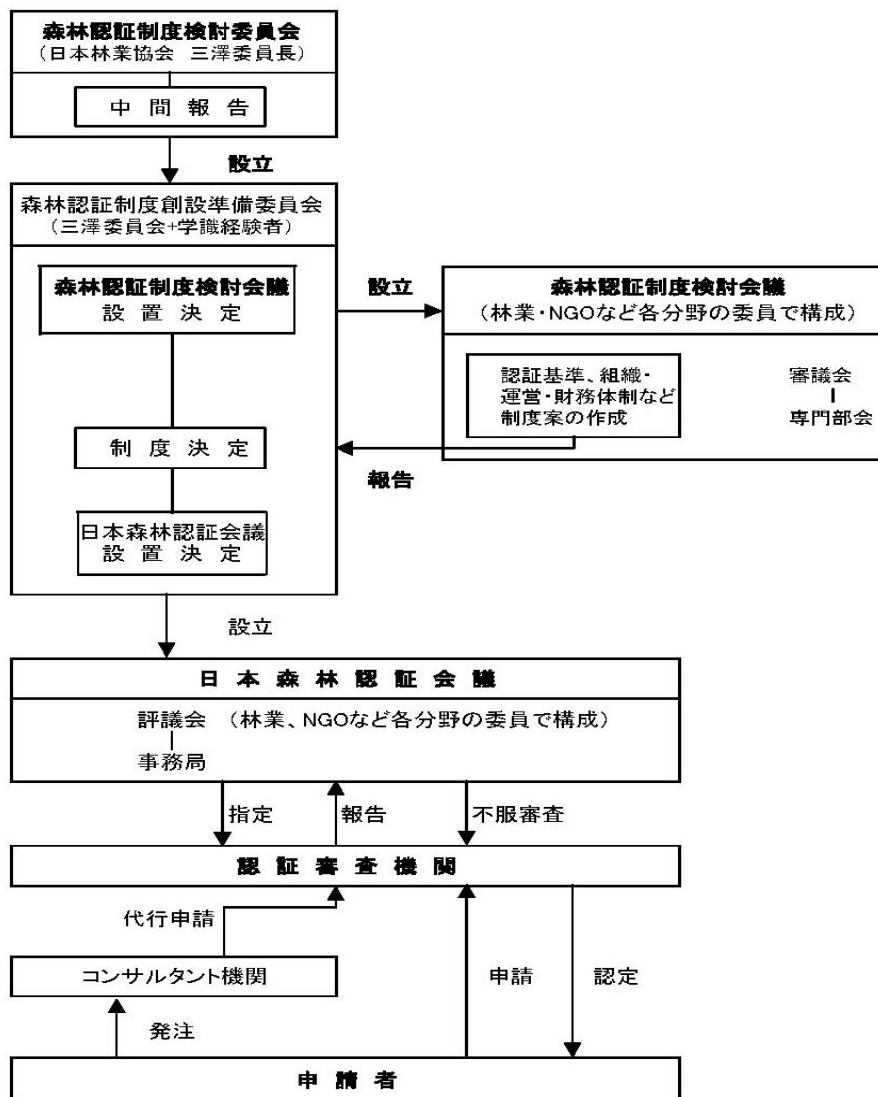
### (1) 人事案件

林業協会の専務および一部理事の交替について説明され、原案に対して全員賛成した。

### (2) 認証制度(中間報告)

本件に関しては三澤認証制度検討委員長を中心に平成13年度に検討が重ねられ、概要は本誌0008号に紹介されているが、その後の状況につき、事務局長より若干説明があり、今後の進行指針として次表の検討フローが提案され承認された。

### 日本森林認証制度の検討フロー



なお、当日、現在各県の末端まで進行している森林・林業基本法の過程で、とくに森林経営者が関心を寄せている新しい森林計画制度や、関係の税財政制度と今後検討される認証制度内容

が、十分整合性を保つ必要があるとの指摘があった。これまでの認証制度の検討の折、同様な発言があり、更に透明性のある内容とすべきだとの意見が常に聞かれる。本来、国際的にもボランティアな制度であるべきだと考えられている上、わが国が長期にわたり力を入れてきた森林計画制度を根幹として、生態的に多様な自然である森林についての認証制度は、森林所有者は勿論、一般国民からも充分納得され理解され支持される仕組みが求められる。

### (3)地球温暖化対策

本年8月に南アフリカで開催される予定の環境サミットが近づく中、インドネシアでの閣僚準備会合の情勢から考慮して、京都議定書の批准についても、米国の消極的な態度も、地球的規模の温暖化阻止が順調に進むか否か一種の不安さえある。一方、温暖化対策としての森林の役割が重視されること自体は林業人にとって、基本的にも歓迎すべきものである。しかし、今回の正副会長会議でも地球温暖化防止において、森林を吸収源として重視するならば、より豊かな森林づくりは林業協会が取りまとめた資料でも理解できるが、期待通り下記の支援が必要であり、いわば裏付けがないままに森林や林業に過大な責を求めることには問題があるとの意見もだされた。

#### 地球温暖化防止森林吸収源対策について

1. 地球温暖化防止に森林は二酸化炭素の吸収源としての貢献が大きく期待され、政府の地球温暖化対策推進大綱では、削減目標 6%のうち 3.9%に相当する 1,300 万炭素トンが森林の吸収に求められているが、現状の森林整備水準では、2.9%にとどまっているとされている。
2. しかし、政府の助成策のもとでの林業活動においてさえ、生産される林産物の果実では、産業として不成立の状況にあり森林所有者の森林管理に対する意欲の冷却は、森林の二酸化炭素吸収効果 2.9%相当という現状の水準を維持することさえ、とうてい困難と思われる。
3. 地球温暖化防止は、全ての国民に係る共通の課題であり、CO<sub>2</sub> 排出抑制緩和策として、森林にその効果を求めるとすれば、それは森林所有者の責務に帰せられるものではなく、国民的課題として国際的に認められた 3.9%というわが国の森林の潜在力が発現される仕組みを森林所有者に提供することが全国民の責務である。
4. 3.9%という森林のCO<sub>2</sub> 吸収効果を求めるには森林整備に対する人為的活動の規模を飛躍的に増大させるとともに、投入する林業技術は高水準のものを備えなくてはならない。
5. それらの実施を推進していくには、森林所有者が意欲的に森林管理に取り組むために、国民が提供する仕組みは、一つは新たな国策として投入する飛躍的な助成策の創設であり、二つは森林整備活動の果実は林産物に加え、本来、森林所有者の固有の権利であるCO<sub>2</sub> 吸収効果を認知して対価を補償し、林業活動がもたらす果実を魅力あるものにする仕組みの確立である。
6. 以上のことから、生活・産業等あらゆる分野で徹底したCO<sub>2</sub> 排出抑制を強化する一方、「地球温暖化と森林」に対する考え方について広く国民の認識を深めるとともに、森林効果の発現対策の確立によるCO<sub>2</sub> 吸収対策を講ずることが、国民経済の見地から優れた選択であることを銘記すべきである。

もし、この方向に進まなければ、3.9%の国際的公約は見直されて然るべきだと考えている。

### (4)林活地方議連について

現在未加入の3都府県を除く道府県の103市404議員および170村の議員の参加の下に活発な活動を行ってきたが、本年は来る7月22日(月)に虎ノ門パストラルで決起集会を行うことになっている。協会も国の権限の地方分権化が進行する中、この組織の強化、活性化を党派を超えて支援し、危機下にある林業立て直しに役立つ様支援を続けるべきとの意見が出され、皆賛意を表明した。

## ◇「ドイツ森林相続制度調査報告会に出席して」

5月11日ルポール麹町において、自民党林政調査会長の谷洋一先生、自民党農林部会の日出英輔先生、当会会員の月花照雄氏の三氏による「ドイツの森林相続税制度調査報告会」が開催されました。以下その要点を報告します。

### 【ドイツの森林・林業の概況】

#### (1) 森林の概況

- ◇ 森林の国土面積に占める割合は3割、森林蓄積は270m<sup>3</sup>/haで日本の約2倍
- ◇ 林地を保全しつつ単木的伐採をして持続的に森林管理をしている
- ◇ 樹種転換が進み針葉樹の割合が増えている

#### (2) 森林の所有形態

- ◇ 国有林 34%、公有林 20%、私有林 46%
- ◇ 森林所有者は 43.5 万人(1~50haの所有者は 422 万人で全体の 97%、1,000ha 以上は 1465 人)

#### (3) 森林政策

- ◇ 非常に厳格な開発規制があり林地の転用は高速道路等の公共事業に限定。この場合も転用された面積の2~3倍の面積に植林を義務付け。
- ◇ 森林の多面的機能を発揮するために広葉樹と針葉樹の混交林への移行を推進

#### (4) 国民の森林利用

- ◇ 森林の散策が国民の主要なレジャーとなっており、盛んに利用されている。

### 【相続・贈与税制】

- ◇ 相続と贈与は同一の税率で過去10年間の相続・贈与が累積課税
- ◇ 基礎控除は低いが養育特別控除や事業承継控除の制度がある
- ◇ 配偶者、子女、孫などに対する税率は最高30%と低い、一方他人に対する贈与は最高50%

### 【山林に関する相続・贈与税】

- ◇ 事業承継税制による控除が約3千万円あり、相当大規模の林業用資産が無いと課税されない。
- ◇ 林地・立木等を区分することなくそれらを一括して、森林の収益力により総合的に評価している従って、収益力の少ない林齢や樹種の森林の評価はきわめて低く、樹種と林齢によって、全国一律で評価額を決めているので、分かりやすくなっている。
- ◇ 日本の時価方式とドイツの収益還元方式の差が、顕著に評価に影響を及ぼしている。ちなみに「グラーゼルの方式を知っているか」と連邦財務省で質問したところ、既に1935年から統一価格が使われており、グラーゼル方式は知らないと言われたとの事であった。

【参考】1ha 当たりの林業用資産の収益価（1DM を約 60 円として換算）

林齢	ドイツウヒ類	ブナ・その他広葉樹	ナラ	マツ類
～60	3 千円	3 千円	3 千円	3 千円
60～80	90 千円			
80～100	180 千円			
100～140	240 千円	60 千円	120 千円	
140～				

（文責 海瀬）

## ◇平成 15 年度金融・税制改正要望事項まとまる

日本林業協会金融・税制部会は例年 6 月中旬頃に林野庁に対して林業・林産業関係の金融税制の改正要望書を提出している。本年も先だつて各会員より部会事務局に要望書を提出することになったので、本会はとりあえず次の要望を事務局に提出した。その後 6 月 13 日に林業協会税制部会が行われたが、榎本長治当会税制委員長と神足副会長が出席した。あらかじめ提出された各会の要望をとりまとめ部会としての原案を討議したが、部会へ当会として提案したものは以下の通りである。一ヶ月後までに修正し林野庁に提出することとなった。

### （1）金融

#### 林地取得資金の改善

農林漁業金融公庫による林地取得資金制度の改善。

近年経済事情および林業における情勢変化で、森林を放棄する例が増加している。

新しい森林林業の重要性を認識し、また実績を有する者が経営規模を拡大し、持続的林業経営をより確実に実施することが可能となる。

### （2）税制

わが国の構造改革政策が検討実施されつつある中で、相続税、贈与税の改善は極めて重要である。当会は 4 月以来この情勢の中で新しい林業への諸税制改善と林業税制一般のあり方を検討中である。したがって今後もいくつかの提案を行うことを予定しているが、これを前提として差し当たり、相続税中心の重点事項を提案する。勿論これまで部会で長年にわたり要望してきた未解決重要事項についても引き続き部会としても上記と共に取りまとめに入れられる様要望する。

#### 1. 立木評価の適正化

昨年から今年にかけての全国的な杉・桧の素材価格の低下は、目をおおうものがある。特に杉については、出材費用を差し引くと立木価格が残らない現状であり、桧についてもかつてない価格低下に見舞われている。相続税、贈与税の評価の見直しが早急に必要である。

#### 2. 固定資産評価の見直し

立木評価の低下ないし無価値化が進む中で、当然のことながら、林地価格は大幅に低下している。しかし、林地の固定資産税の評価には一切反映されていない。

林地の相続税の評価倍率が、1.0 以下にはなれず、林地評価の高止まりの元凶のひとつともなっている。固定資産税の評価を早急に見なおすことと同時に、自治省の管轄でもあ

り、早急な対応が困難な場合は、評価倍率の 1.0 以下の適用を積極的に行うよう通達をだすべきである。

### 3. 林業にかかる相続税の無利息での延納制度の創設

林業の現状にかんがみ、相続税納税負担に耐えられない林家が伐採を延期できるよう無利息の延納制度を創設すべきである。このことにより、林業経営の継続と環境としての森林資源の調和が可能となる。

### 4. 小面積林分評価の低減措置の新設

現在のような杉・桧の価格条件と、高い人件費のもとでは、1ha 以下の小規模林分の場合、架線集材の架設費負担、出材経路の他人所有立木および出材土場の補償などの固定費が必要なため、通常の評価を大きく下回る収益となる。立木評価上、この点を斟酌すべきである。

## ◇平成 14 年林業・林材業労災防止活動(ゼロ災運動)に一層の努力を

林業活動は木材価格低落傾向の中で、苦難の道を歩みつづけている。このような折、労働災害の発生は経営者には勿論、労働者およびその家族の生活に根本的な打撃を与える事は明らかである。

昨年 9 月ジュネーブで行われた ILO の林業・林産業の三者会議で、林業労働も働く価値ある労働、生き甲斐のある労働(ディーセントワーク)と世界各国出席者は合意し労災防止への努力の要は特に重要と指摘された。

わが国では、近年たしかに死亡災害を含めて労災は一応減少傾向にあるにしても、なお一層の努力をと、去る 6 月 11 日、林業林材業ゼロ災推進中央協議会の第 17 回総会が開催された。概要を特に林業にしぼって照会しておく。

平成 13 年度における都道府県協議会及び関係団体の努力により労働災害の発生状況は、死亡災害は 2 年連続で 50 件あまりと増加は止ったが、生産量の減少により、100 万 m<sup>3</sup> 当たりの死傷者数は 3.3% 増加となお、悪化傾向にある。このような動きの中で平成 14 年 2 月には、林業における労災収支改善対策の中間報告がまとめられ平成 14 年度への指針となった。

総会での平成 14 年度の事業計画は前年度の前記要点を基にして、

#### (1) 平成 7 年 4 月決定の「林材業ゼロ災運動の基本理念

- イ 労働災害防止に対する意識改革の事業者、事業場、現場への徹底、
- ロ 労働保険料の適正申告や納付の徹底、
- ハ 未組織事業者に対する労働災害防止活動への働きかけ、などの重要対策を粘り強く推進すること。

#### (2) 改善目標として

- イ. 死亡災害の絶滅に向けて大幅減少、
- ロ. 死傷災害 事業量を加味した災害率、対前年比 12.5 パーセント以上の目標を掲げている。

更に平成 14 年度は前年検討した前記「中間報告」に対する意見の早期集約ならびにその具体化を提言している。ここで附記しておく必要のあるものは、中間報告で取り上げられている、労災収支改善対策中、例年取り上げている「労災保険制度摘要強化」および「労災収支改善促進対策」の 2 項目の他、業種統合の具体化について次の如く提案している。

「林業の作業は、これまで主として木材伐出作業と造林作業に区分され、保険業種においても、製薪炭素のその他の林業への統合を経て、木材伐出業およびその他の林業の 2 業種とな

っている。しかし、林業作業はこれまでの皆伐後新植方式から択伐、間伐の繰り返しを主体として更新作業を組み合わせた非皆伐作業に移行してきており、これまでの木材伐出作業と造林等の作業が限りなく近似する形で実施される方向が、今後さらに加速されると見込まれている。

以上のような林業における作業変化や、国の間伐事業等における労災保険を含む助成の強化(平成12年度)等を踏まえ、さらに林業の業種選択の不適切さを払拭し申告・納付の適正化に資する観点等から、林業に係る労災保険業種の統合を具体的に検討することとし、次期の労災保険料率改定(平成16年4月)を踏まえつつ、平成14年8月を目途に、意見集約等の条件整備に努める。」

なお、平成14年度全国労働安全週間は7月1日より7月8日に実施された。

## ◇極東ロシア林業視察団出発！！

JFOA News No.9でお知らせした極東ロシアへの視察旅行に早速申し込まれた総勢22名は来る8月20日より一週間の旅に出発する。

海瀬副会長を団長とし、日本から近い木材貿易の拠点ハバロフスクの極東森林アカデミー研究所では巨大な森林国ロシアの森林・林業の話聞き、そこから2時間たらずで到着するイルクーツクでは美しいバイカル湖、これを取りかこむ天然カラマツ、欧州アカマツの緑、再生シラカバ林などを眺め近くの製材所を訪れる。

参加の方々による旅の旅行記は例年の通り“林業同友”特集号で会員の皆様方にお届けすることになっている。



山形県新庄市の夏まつり

JFOA News No0010  
発行平成14年7月15日  
発行編集人 内村悦三  
発行所 日本林業同友会  
〒151-0053  
東京都渋谷区代々木2-23-1  
ニューステートメナー1251号  
TEL 03-5302-4832  
FAX 03-3374-3116  
印刷 マルカ林業株式会社